

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

令和3年10月26日

学校教育課

1 改正経緯

(1) 国の動き

- ・『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月26日中央教育審議会答申）等を受けた学校教育法施行規則等の一部改正（令和4年4月1日施行）により、高等学校の特色化・魅力化をはかるため、各高等学校が、「各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針」として、「三つの方針」（いわゆる「スクール・ポリシー」）を定め、公表するものとされた。
- ・なお、上記の答申等では、各高等学校が「三つの方針」の策定する前提として、設置者が、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、「各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆる「スクール・ミッション」）を再定義することが望まれる」とされている。

<学校教育法施行規則における「三つの方針」>

- ① 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針（いわゆる「グラデュエーション・ポリシー」）
 - 各高等学校に期待される社会的役割等に基づき、生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定める基本方針となるもの。
- ② 教育課程の編成及び実施に関する方針（いわゆる「カリキュラム・ポリシー」）
 - ①の方針を達成するために、どのような教育課程を編成し、実施し、学習評価を行うのかを定める基本方針となるもの。
- ③ 入学者の受入れに関する方針（いわゆる「アドミッション・ポリシー」）
 - 各高等学校に期待される社会的役割等や、①及び②に基づく教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針となるもの。

(2) 奈良県の動き

- ・教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める「本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画（＝奈良県教育振興基本計画）」である「奈良の学び推進プラン～第2期奈良県教育振興大綱を実現するために～」（令和3年3月策定・令和3～6年度）において、各高等学校が担うミッションを明らかにした上で教育の充実に取り組むため、県立高等学校全校における「中期計画」の策定を取組内容の1つとして盛り込んだ。

2 教育委員会規則への反映

- ・いわゆる「スクール・ポリシー」の策定が省令で義務付けられたことを契機に、既に法令・教育委員会規則等に基づいて実施されている「学校経営計画の策定」や「学校評価」も含め、「県立学校の運営に必要な一連のプロセス」であるとの位置付けを明確にするため、「奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則」への新たな規定、規定の充実、条項の移動といった改正を実施する。

(1) 「中期計画」の策定及び公表【第12条の2・新設】

- ・以下の2つ（高等学校以外は②のみ）を合わせて、各県立学校における「奈良県教育振興基本計画の計画期間における学校運営に関する計画（以下「中期計画」という。）」とし、各県立学校に同計画の策定及び公表を義務付ける。
 - ① 学校教育法施行規則第103条の2に規定する方針（＝「三つの方針」）
 - ② 「奈良県教育振興基本計画（令和3～6年度においては「奈良の学び推進プラン」）」の計画期間内における各県立学校の教育活動に関する目標
- ・各県立学校における策定単位（「三つの方針」の策定単位に係る国の想定は、「教育課程編成の基本的単位である『学科又は課程』」、計画の期間、想定される見直し周期、策定書式、「教育活動に関する目標」の具体例、策定時の手続、公表方法等については、別に策定要領等を定め、本規則改正と合わせて通知する。

(2) 「学校経営計画」の策定【第12条の2・改正及び条項移動】

- ・奈良県教育振興基本計画（同計画のベースである「奈良県教育振興大綱」を含む。）及び（1）の中期計画が各県立学校における学校運営のベースとなることから、教育委員会規則に基づき各県立学校が学年当初に定めている「学習指導、生活指導、進路指導等の計画（＝いわゆる「学校経営計画」）」について、「これらの計画を踏まえて定められるもの」であることを明確にする。
- ・また、学校運営の一連のプロセス（PDCAサイクル）のうち、「中期計画」及び「学校経営計画」について、それぞれの策定が“Plan（計画）”、各計画の実行が“Do（実行）”に該当することを明確にするため、いわゆる「学校経営計画」に関する規定を今回新設する「中期計画等」の条の中に移動させた上で、「中期計画」の次の項に規定する。

(3) 「学校評価」及び「情報提供」の実施【第12条の3・改正及び条項移動】

- ・各県立学校においては、学校教育法、教育委員会規則等に基づき、学校の教育活動その他の学校運営の状況について「評価」を行い、その結果を公表している。また、保護者、地域住民等の学校関係者との連携の推進等に資するため、学校運営の状況について、積極的な情報提供を行っている。
- ・「学校評価」については、学校教育法施行規則で「自己評価（義務）」と「学校関係者評価（努力義務）」の2つが規定されていることから、詳細が規定された施行規則の規定も加えた内容に変更することにより、「評価結果を受けた学校の対応」も含め、それぞれの目的、内容等が明確になるようにする。

(本県においては、平成19年の学校教育法施行規則改正時に通知で示された国の考え方に基づき、「学校関係者評価」についても策定・公表を「義務」とする。)

- ・また、学校運営の一連のプロセスのうち、「学校評価」が“Check (評価) ”、「評価結果を受けた学校の対応 (例：各計画の見直し)」が“Action (改善)”に該当することを明確にするため、「学校評価」に関する規定を「中期計画等」の次の条に移動させる。

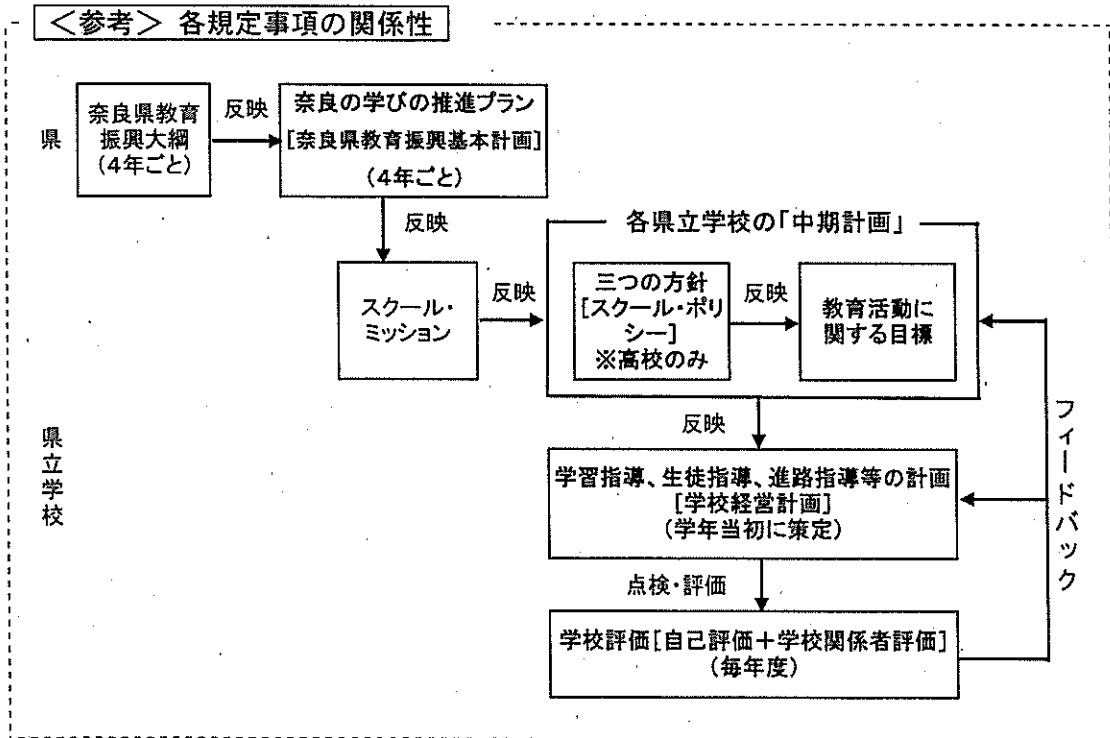
3 施行期日等

(1) 施行期日

- ・令和4年4月1日 (学校教育法施行規則の一部改正の施行期日と同じ。)

(2) 中期計画の策定等の想定スケジュール

- ・教育委員会議決後 : 策定要領等と合わせて各県立学校に通知し、策定を依頼
- ・令和4年1月末頃 : 各県立学校が学校教育課に計画案を提出
→ 学校教育課と各県立学校で案をベースに協議
- ・令和4年4月1日 : 各県立学校がホームページ等に掲載 (予定)



規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>県立学校における中期計画等の策定等、学校評価及び地域住民等への情報提供について、県立学校の運営に必要な一連のプロセスであることを明確にする等のため、所要の改正をするものである。</p>	<p>1 中期計画等 校長は、奈良県教育振興基本計画の計画期間における学校運営に関する計画（以下「中期計画」という。）を定め、公表するとともに、奈良県教育振興基本計画、中期計画等を踏まえ、学年当初に学習指導、生徒指導、進路指導等の計画を定め、教育長に報告しなければならぬものとする。 (第12条の2 関係)</p> <p>2 学校評価及び情報提供 (1) 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するとともに、教育長に報告しなければならぬものとする。 (2) 校長は、自ら行った評価の結果を踏まえた学校関係者による評価を行い、その結果を公表するとともに、教育長に報告しなければならぬものとする。 (3) 校長は、学校評価の結果を踏まえて、学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。 (4) 校長は、保護者、地域住民等との連携及び協力の推進に資するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。 (第12条の3 関係)</p> <p>3 その他所要の規定の整備を行う。</p>

4 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

(改正附則関係)

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和二十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 中期計画等、学校評価及び情報提供

（中期計画等）

第十二条の二 校長は、奈良県における教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「奈良県教育振興基本計画」という。）の計画期間における学校運営に関する計画（以下「中期計画」という。）を定め、公表しなければならない。

2 中期計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「施行規則」という。）第百三条の二各号に規定する方針（高等学校に限る。）

二 奈良県教育振興基本計画の計画期間における学校の教育活動に関する目標

三 前二号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

3 校長は、奈良県教育振興基本計画、中期計画等を踏まえ、学年当初に学習指導、生徒指導、進路指導等の計画を定め、これを教育長に報告しなければならない。

4 中期計画等の策定等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（学校評価及び情報提供）

第十二条の三 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた学校の児童生徒の保護者その他の学校関係者（学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表しなければならない。

3 校長は、前二項の規定により行った評価の結果を教育長に報告しなければならない。

4 校長は、第一項及び第二項の規定による評価の結果を踏まえて、学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

5 校長は、学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

6 第二項及び第三項に規定する評価等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第十三条の二第二項中「学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十二号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

第三十二条の六を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>第四節 中期計画等、学校評価及び情報提供</p> <p>(中期計画等)</p> <p>第十二条の二 校長は、奈良県における教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第十七条第二項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「奈良県教育振興基本計画」という。)の計画期間における学校運営に関する計画(以下「中期計画」という。)を定め、公表しなければならない。</p> <p>2 中期計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号。以下「施行規則」という。)第百三条の二各号に規定する方針(高等学校に限る。)</p> <p>二 奈良県教育振興基本計画の計画期間における学校の教育活動に関する目標</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項</p> <p>3 校長は、奈良県教育振興基本計画、中期計画等を踏まえ、学年当初に学習指導、生徒指導、進路指導等の計画を定め、これを教育長に報告しなければならない。</p> <p>4 中期計画等の策定等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>(学校評価及び情報提供)</p> <p>第十二条の三 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた学校の児童生徒の保護者その他の学校</p>	<p>第一章 総則</p>

改正案	現行
<p>関係者（学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> <p>3 校長は、前二項の規定により行った評価の結果を教育長に報告しなければならない。</p> <p>4 校長は、第一項及び第二項の規定による評価の結果を踏まえて、学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 校長は、学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>6 第一項及び第二項に規定する評価等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>関係者（学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> <p>3 校長は、前二項の規定により行った評価の結果を教育長に報告しなければならない。</p> <p>4 校長は、第一項及び第二項の規定による評価の結果を踏まえて、学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 校長は、学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>6 第一項及び第二項に規定する評価等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>
<p>（連携型高等学校における教育課程の実施）</p> <p>第十三条の二 別表第四の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、施行規則第八十七条の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を実施するものとする。</p>	<p>（連携型高等学校における教育課程の実施）</p> <p>第十三条の二 別表第四の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「施行規則」という。）第八十七条の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を実施するものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第十四条及び第十五条 削除</p>	<p>（指導計画の報告）</p> <p>第十四条 校長は、学年当初に学習指導、生徒指導、進路指導等の計画を立て、これを教育長に報告しなければならない。</p> <p>（各教科以外の教育活動）</p> <p>第十五条 校長は、ホームルーム、生徒会等の組織を定め、その指導教員を指名して特別活動等の指導に努めなければならない。</p>

改 正 案	現 行
	<p>(学校評価)</p> <p>第三十二条の六 校長は、学校の教育水準の向上を図り、学校の目的を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 校長は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>3 校長は、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。</p> <p>4 学校評価の実施等に関し必要な事項は、別に教育長が定める。</p>